

美里町敬老金等支給条例の一部を改正する条例

美里町敬老金等支給条例（平成18年美里町条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3年」を「1年」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。